

大阪市告示第273号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和8年2月2日（月）から 同月3日（火）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和8年2月5日（木）から 同月6日（金）まで	
	令和8年2月9日（月）から 同月10日（火）まで	
	令和8年2月13日（金）	
	令和8年2月16日（月）から 同月17日（火）まで	
	令和8年2月19日（木）から 同月20日（金）まで	
	令和8年2月24日（火）	
	令和8年2月26日（木）から 同月27日（金）まで	
	令和8年3月2日（月）から 同月3日（火）まで	
	令和8年3月5日（木）から 同月6日（金）まで	

令和8年3月9日（月）から 同月10日（火）まで
令和8年3月12日（木）から 同月13日（金）まで
令和8年3月16日（月）から 同月17日（火）まで
令和8年3月19日（木）から
令和8年3月23日（月）から 同月24日（火）まで
令和8年3月26日（木）から 同月27日（金）まで
令和8年3月30日（月）から 同月31日（火）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）